

# WEB サイト制作業務委託基本契約書

お申込者（以下、「甲」という。）と TAKAMI DESIGN（以下、「乙」という。）は、WEB サイト制作に関する業務（以下、「本業務」という。）について、下記のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第1条 目的

- (1) 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- (2) 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

## 第2条 本業務

乙が甲に提供する業務は次の通りとする。

- (1) 甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、およびスクリプト等と組み合わせて、WEB サイトを制作すること。

## 第3条 有効期間

本契約の有効期間は、納品後、有償サポート契約をご契約いただかない限り、納品後 90 日をもって終了とする。

## 第4条 制作料金

- (1) 甲は納入物の対価として、乙からの請求にもとづきその制作等に関する料金及び消費税相当額を乙に支払う。
- (2) 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び事前に明示した見積書に定める通りとする。なお乙は、ホームページ上の料金表については、告知せずに価格変更をできるものとする。
- (3) 料金の支払条件は、請求書に記載された支払期限までとし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

## 第5条 着手金

乙は、事前に明示した見積書において本契約と異なる事項を定めた場合以外は、甲による着手金の支払い後、本業務に着手する。なお乙は、本業務着手後の着手金の返金には一切応じないものとする。

## 第6条 納品

- (1) 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にてその確認を行うものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール・電話等によって通知する。
- (2) 甲は、乙からの確認依頼通知を受領後速やかに、その内容の確認を行う。甲から乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または電話等により行う。確認依頼通知の受領後 7 日以内に乙宛への連絡がない場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

## 第7条 公開

- (1) 乙は、甲による制作物の確認後、制作物を公開するものとする。なお公開後、制作物に掲載された内容に関しては、乙は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 公開後は制作料金の残金を請求書に記載された支払期限までに乙が指定した銀行口座に振り込んで支

払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

- (3) 支払期限を過ぎても甲からの振り込みが確認できない場合、甲の許可なく制作物の公開を停止することがある。

## 第 8 条 制作物の返品・再制作

- (1) 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
- (2) 納品物の再制作の必要がある場合は、費用は甲が負担し、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。なお納品物の返品はできないものとする。

## 第 9 条 所有権の移転、危険負担

本制作物の所有権は、甲の内容確認後、且つ本契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲に移転する。なお本制作物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても同時に甲に移転する。

## 第 10 条 瑕疵担保責任

前条の所有権移転から 90 日以内に、本制作物に隠れた瑕疵が発見された場合、乙は速やかに甲と協議し、必要な無償修補、対価の減額等を含む合理的措置を取り決めるものとする。但し該当瑕疵の原因が、本制作物に対して乙以外の者による造作・工作がなされたことによる場合にはこの限りではない。

## 第 11 条 知的財産権の帰属

- (1) 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
- (2) 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
- (3) 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
- (4) 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
- (5) 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
- (6) 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
- (7) 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

## 第 12 条 再委託

- (1) 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。
- (2) 乙は、本業務の再委託先に関して、機密保持義務については本契約に基づき、乙が負うと同様の義務を再委託先に対して負わせなければならないものとし、当該再委託先と連帯して責任を負うものとする。

## 第 13 条 秘密保持

- (1) 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から開示され、又は本業務の遂行過程で取得した相手方の業務上、技術上、その他一切の情報（個人情報を含む。）については秘密保持情報として扱うものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を公表若しくは第三者へ開示し、又は本契約で定められた業務以外の目的で使用してはならない。

(2) 前項の秘密保持義務は、本契約終了後においても存続する。

#### **第 14 条 不可抗力**

- (1) 地震、台風、津波その他の天災地変、輸送機関の事故、不慮の事故や疾病その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部の履行の遅延又は履行不能が生じた場合には、甲乙ともにその責任はわないものとする。
- (2) 前項に定める事由が生じた場合には、直ちに相手方に対しその旨の通知をし、以後の対応について協議する。

#### **第 15 条 損害賠償**

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接且つ現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができる。但し損害賠償額については、甲乙が本業務の対価として定めた委託料相当額を累積限度額とする。

#### **第 16 条 契約解除**

甲及び乙は、次の場合に本業務を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本契約の条項に違反し、且つ、当該違反の書面による是正要求を受けた後 30 日以内に当該違反が是正されなかったとき。
- (2) 甲から提供されたテキスト原稿及び画像等のデータに、法令または公序良俗に反するものが含まれる、もしくは含まれる可能性があるとして乙が判断したとき。
- (3) 甲及び乙が自らの責めに帰すべき事由によって本契約が解除されたことにより相手方に損害が発生した場合、相手方の請求により、前条の規定にもとづく損害をしなければならない。

#### **第 17 条 準拠法について**

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

#### **第 18 条 協議および管轄裁判所について**

- (1) 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
- (2) 本契約に関して訴訟が必要な場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。